

## 集合建築物における駐車場等の撤去等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、集合建築物の住居の用に供する住戸に対して設置された駐車場等が、住民の車保有状況や経年変化等により使用されていない場合の撤去及び当該集合建築物の入居者以外の者への賃貸（以下、撤去等という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものであり、「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」（平成12年西宮市条例第74号）（以下「条例」という。）施行規則別表第7第3項第2号に規定するものを定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 駐車場等 開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則別表第7第1項の規定による。
- (2) 管理組合等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体（同団体が設立されていない場合は当該建物の区分所有者により組織された団体）又は賃貸契約形式の建物の場合は当該建物の所有者をいう。

### (適用範囲)

第3条 住居の用に供する住戸に対して設置され、かつ、駐車需要のない駐車場等を有する集合建築物（西宮市駐車施設附置条例（平成5年西宮市条例第8号）の適用を受けて建築された建築物を除く。）を対象とする。

### (撤去等)

第4条 管理組合等は使用していない駐車場等（条例施行規則別表第7第1項第5号に規定する駐車場等を除く。）について、使用の見込みがない場合は撤去等を行うことができる。ただし、今後の入居者の自動車保有状況に応じて、必要な駐車場等を適宜確保すること。

### (届出)

第5条 当該集合建築物が存する敷地において条例第14条第1項の届出を行う際に、条例施行規則別表第7駐車場に定める必要な駐車場設置台数を満たしていない場合は、駐車場等に関する利用状態経過報告書（様式1）を条例第14条第1項の規定による届出に添えて市長に提出し、同報告書に記載している直近3年の駐車場利用台数のうち、最も少ない台数を必要な設置台数とすることができる。

### (報告)

第6条 市長は、管理組合等に対して、当該集合建築物の駐車場等の利用状態について報告を求めることができるものとする。

(勧告等)

第7条 市長は、事業主又は管理組合等がこの要綱の規定に反する場合においては、事業主又は管理組合等に対し必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

附則

(施行期日)

この要綱は平成26年4月1日より施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は令和6年7月1日より施行する。